

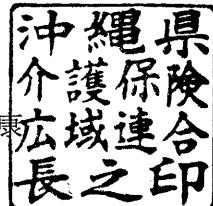


沖縄県介護保険広域連合告示第37号

沖縄県介護保険広域連合福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する要綱を次のように定める。

平成26年 9月 1日

沖縄県介護保険広域連合長 志喜屋 文康



沖縄県介護保険広域連合福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第1項の住宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項の介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）並びに法第45条第1項の住宅介護住宅改修費及び法第57条第1項の介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、受領委任払いの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法で使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 特定福祉用具及び特定介護予防福祉用具を販売する事業者並びに住宅改修を行う事業者をいう。
- (2) 受領委任払い 福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の支給方法の特例として、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）が居宅要介護被保険者等から福祉用具購入費等の受領を委任された事業者に対し、当該福祉用具購入費等を支給することをいう。

(対象者)

第3条 居宅要介護被保険者等は、事業者から同意を得た上で受領委任払いを利用することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用することができない。

- (1) 法第66条第1項又は第2項の規定により被保険者証に支払方法変更の記載を受けている場合
- (2) 法第67条第1項又は第2項の規定により保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている場合

- (3) 法第68条第1項の規定により被保険者証に保険給付差止の記載を受けている場合
- (4) 法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載を受けている場合
- (5) 医療機関、介護保険施設等に入院中又は入所中である場合

(事業者登録)

第4条 受領委任払いの取扱いを受けようとする事業者は、次に掲げる要件を満たした上、あらかじめ広域連合の登録（以下「事業者登録」という。）を受けなければならない。

- (1) 沖縄県内に事務所又は事業所があること。
 - (2) 住宅改修費の支給に関して受領委任払いの取扱いを受けようとする場合は、広域連合が実施する住宅改修の受領委任払いに関する研修（以下「研修」という。）の受講を終えていること。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、広域連合長は、福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者を雇用する事業者に対して、研修の受講を免除することができる。
- 3 事業者登録を受けようとする事業者は、受領委任払い事業者登録申請書（様式第1号）により広域連合長に申請しなければならない。
- 4 広域連合長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(登録事業者の責務)

第5条 前条に規定する事業者登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、法その他の関係法令等を遵守し、居住要介護被保険者等の心身状況等に応じた適切なサービスの提供を行うよう努めなければならない。

- 2 登録事業者は、広域連合、地域包括支援センター、居住介護支援事業を行う事業所、その他関係機関との連携に努めなければならない。
- 3 登録事業者は、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒否してはならない。

(変更の届出等)

第6条 登録事業者は、事業者登録の内容に変更が生じたときは、速やかに受領委任払い事業者登録事項変更届出書（様式第3号）により広域連合長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、事業者登録を廃止しようとするときは、速やかに受領委任払い事業者登録廃止届出書（様式第4号）により広域連合長に届け出なければならない。

(事業者登録の取消し)

第7条 広域連合長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により事業者登録を受けたとき。

- (2) 福祉用具購入費等の請求に不正があつたとき。
 - (3) 第5条の規定に著しく違反したとき。
 - (4) その他広域連合長が登録事業者として不適当であると認めたとき。
- 2 広域連合長は、前項の規定により事業者登録を取り消したときは、受領委任払い事業者登録取消通知書（様式第5号）により当該事業者に通知するものとする。

（支給申請）

第8条 受領委任払いにより福祉用具購入費等の支給を受けようとする居宅要介護被保険者等は、第3条に規定する要件を満たした上で、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）（様式第6号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（様式第7号）に必要な書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

（支給の決定及び支払）

第9条 広域連合長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、支給の決定をしたときは、当該申請に係る福祉用具購入費等を当該申請に係る登録事業者に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があつたときは、居宅要介護被保険者等に対し、福祉用具購入費等の支給があつたものとみなす。

（返還）

第10条 広域連合長は、登録事業者が偽りその他不正な手段により福祉用具購入費等を受領したときは、当該登録事業者に対し支払を受けた当該福祉用具購入費等の全部又は一部を返還させることができる。

（様式）

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年12月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 事業者登録その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
様式第1号	受領委任払い事業者登録申請書	第4条
様式第2号	受領委任払い事業者登録決定（却下）通知書	第4条
様式第3号	受領委任払い事業者登録事項変更届出書	第6条
様式第4号	受領委任払い事業者登録廃止届出書	第6条
様式第5号	受領委任払い事業者登録取消通知書	第7条
様式第6号	介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）	第8条
様式第7号	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）	第8条